

鹿児島工業高等専門学校体育館等使用規程

(趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校第一体育館、第二体育館及び武道館(以下「体育館等」という。)の使用については、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産管理規則及び鹿児島工業高等専門学校不動産管理規則によるほか、この規程の定めるところによる。

(使用の許可)

第2条 体育館等は、授業、学校行事及び学生の課外活動に使用するほか、教職員その他のスポーツ活動等に使用するものとし、次の順位により使用を許可することができる。

- (1) 授業及び学校行事
- (2) 学生会に所属する団体の課外活動
- (3) 前号以外の学生の課外活動及び教職員の活動
- (4) 前各号以外の団体が使用するとき
- (5) 校長が必要と認めるもの

(使用時間等)

第3条 体育館等の使用時間は、午前7時00分から午後8時00分までとする。ただし、1月29日から翌年1月3日までと、一斉休業日の使用は、禁止する。

2 前項の規定にかかわらず校長が特に必要があると認めた場合は、使用時間を午後10時00分まで変更、又は禁止期間内であっても使用することができる。

(使用手続)

第4条 体育館を使用する者は、学内集会願を学生係に提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項にかかわらず、第2条第1項第1号及び第2号に定める活動等のうち、前条第1項で規定する時間内かつ禁止期間外の場合は、学内集会願の提出を省略することができる。

3 第2条第1項第4号に規定する団体が使用する場合は、鹿児島工業高等専門学校不動産管理規則によるものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、体育館等の使用について必要な事項は、学生委員会の議を経て校長がこれを定める。

附 則

本規程は、令和5年5月10日から施行する。